

入札心得

(目的)

第1条 柳川市の契約に係る競争入札を行う場合並びに柳川市が設置する柳川市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して入札を行う場合（以下「電子入札」という。）における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び柳川市契約事務規則（平成17年規則第49号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積りに係る入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

3 入札保証金は、現金、銀行が支払いを保証した小切手、国公債等とする。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に入札保証金領収書と引き換えにこれを還付する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、指名通知書又は入札説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において指名通知書又は入札説明書、仕様書、図面、契約書案について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 紙入札により入札を行う者は、入札書を柳川市の様式により作成し、通知書に示した日時までに提出し、電子入札システムにおいて入札を行う者は、入札価格及びくじ番号を登録した入札書を通知書に示した入札書受付締切日時までに、内訳書とともに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札書には、消費税を含まない価格を記入するものとする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札代理人とすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札の回数は、初度の入札、再度の入札を合わせて3回までとする。ただし、予定価格を事前公表した入札については、入札回数は1回とし、当該入札については地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定にかかわらず、随意契約を行わないものとする。

8 入札参加者は、第1回目の入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事内訳書を必ず提示すること（住所、商号又は名称及び代表者名を記入し、使用印を押印すること。）。なお、工事内訳書の提示をしない者は、入札に参加できない。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することが

できる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 電子入札システムにおいて入札を行う場合は、入札書受付締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に、辞退届を電子入札システムにより送信して行う。

3 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、当該入札辞退届を撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 信憑性がある談合情報があった場合で、必要と認められるときは、くじにより指名業者数の3割に当たる者を限度として、入札に参加させないことがある。

（入札の取りやめ等）

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 指名競争入札において、入札参加者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

（入札の無効）

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

(4) 電子入札システムにおいて入札を行う場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、入札者が判明しない入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに談合によると認められる入札

(8) 再度入札の場合で、直前の入札における最低価格以上の金額をもってした入札

(9) 予定価格を事前公表した入札について予定価格を上回る金額の入札をした者の入札

(10) 最低制限価格を事前公表した入札について最低制限価格を下回る金額の入札をした者の入札

- (11) 電子入札対象案件の場合、入札書にくじ番号の記載がない入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

2 無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

(入札書等の取扱い)

第8条 入札参加者は、既に提出した入札書の引換え、変更、取消又は返還を要求できない。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

なお、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用することがある。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせ、電子入札対象案件においては電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を定める。そのため、電子入札対象案件の場合は、書面により入札書を提出する入札参加者においても必ずくじ番号を記載すること。この段階での辞退はできないものとする。

(前払金及び中間前払金)

第11条 契約金額が300万円以上の場合に限り、請負金額の10分の3以内（土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）については10分の4以内）の前払金を請求することができる。ただし、請求書と同時に、公共工事の前払金保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と保証契約を締結し、その保証書を提出しなければならない。

2 前項括弧書きの規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を提出して、請負金額の10分の2以内の中間前払金を請求することができる。

3 前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。

(議会の議決)

第12条 議会の議決を要する契約である場合には、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年柳川市条例第55号）に定めるところにより、議会の議決に付し、議会の議決を得たときに契約を確定させる。

(誓約書の提出)

第13条 落札者は、契約の締結に当たって、建設工事請負契約約款第47条の3第1項各号又は委託契約約款第42条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人とししないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

(契約保証金等)

第14条 落札者は、契約の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第2条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

(契約書等の提出)

第15条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日の翌日（当該翌日が市の休日である場合には、その翌日）から起算して市の休日を除く7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。市の休日とは、(1)日曜日及び土曜日、(2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び(3)1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までをいう。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。